

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る 環境保全専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)の整備に当たり、予定地及びその周辺の希少種であるアユモドキを含む自然環境の保全に必要な調査や対策について、専門的見地を有する有識者(以下「専門家」という。)から意見を聴取するため、京都府及び亀岡市が共同で、亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 専門家会議は、別表1に掲げる委員及び別表2に掲げるオブザーバー(以下「委員等」という。)で構成する。
- 2 京都府知事及び亀岡市長(以下「知事及び市長」という。)は必要に応じて、委員等を追加するものとする。
 - 3 専門家会議には座長を置き、委員の互選により選出する。
 - 4 座長は、専門家会議の議事を運営する。

(委員等の役割)

第3条 専門家会議の委員等は、予定地及びその周辺の希少種であるアユモドキを含む自然環境の保全に必要な調査や対策について意見を述べるものとする。

(会議)

第4条 専門家会議は、知事及び市長が招集する。

(委員等以外の者の参加)

第5条 知事及び市長は、必要があると認めるときは、専門家会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の非公開)

第6条 専門家会議の会議において、希少種情報を取り扱う議事は、公開しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、知事及び市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。